

# 熊本大学東京連合同窓会会則

改正 平成 19 年 07 月 25 日

平成 21 年 08 月 05 日

平成 22 年 03 月 12 日

(名称)

第 1 条 本会は、熊本大学東京連合同窓会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、関東地区に在住する熊本大学の卒業生及び修了生（以下「同窓生」という。）が、各学部又は学科の同窓会（以下「各学部等同窓会」という。）を超えた横断的な交流、連携を推進することにより、関東地区での各学部等同窓会活動の充実と同窓生の隆盛を図り、もって、熊本大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 各学部等同窓会及び同会員間の交流・連携の推進
- (2) 熊本大学との連携及び協力
- (3) 熊本大学の産学連携推進への支援
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第 4 条 本会の会員は、関東地区に在住する熊本大学（旧制第五高等学校、熊本師範学校、熊本青年師範学校、熊本医科大学、熊本薬学専門学校、熊本工業専門学校及び熊本大学医療技術短期大学部を含む）の同窓生とする。

(役員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 代表幹事 会長が所属する同窓会から 1 名
- (4) 幹事 代表幹事が所属する同窓会を除く、各学部等同窓会から各 1 名
- (5) 会計監事 若干名

(役員を選任)

第 6 条 前条に規定する役員は、各学部等同窓会から推薦された者のうちから、第 9 条に規定する役員会において選任する。

(役員の仕事)

第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 代表幹事は、会務の執行及び事務局を統括する。
- 4 幹事は、本会と各学部等同窓会との連絡調整を図る。
- 5 会計監事は、会計の執行状況を監査する。

(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事は、2 年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合の後任者の仕事は、前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

(役員会)

第9条 本会の事業及び運営について審議を行うため、第5条の役員で構成する役員会を置く。

2 役員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 役員の選任に関する事項

(2) 会員相互の交流、連携の推進に関する事項（収支報告を含む）

(3) 会則の制定又は改廃に関する事項

(4) その他本会の運営に関する事項

3 役員会は、毎年1回、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に招集することができる。

4 役員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 名誉会長及び顧問は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

6 会長は、必要があるときは、役員以外の者を役員会に出席させ、意見を聞くことができる。

(名誉会長及び顧問)

第10条 会長は、役員会の推薦により、名誉会長及び顧問を委嘱することができる。

(総会)

第11条 総会は、会員相互の交流、連携の推進を図るため、毎年1回開催する。

(会費)

第12条 年会費は、徴収しない。

(会計)

第13条 本会の経費は、開催行事の参加費、寄附金、その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 本会に、その事務を処理するため、熊本大学東京オフィス内に事務局を置く。

(雑則)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の承認を得て、別に定める。

附 則

1 この会則は、平成17年10月14日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成19年7月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

1 この会則は、平成21年8月5日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

1 この会則は、平成22年4月1日から施行する。